

令和 2 年度中小企業施策の要点

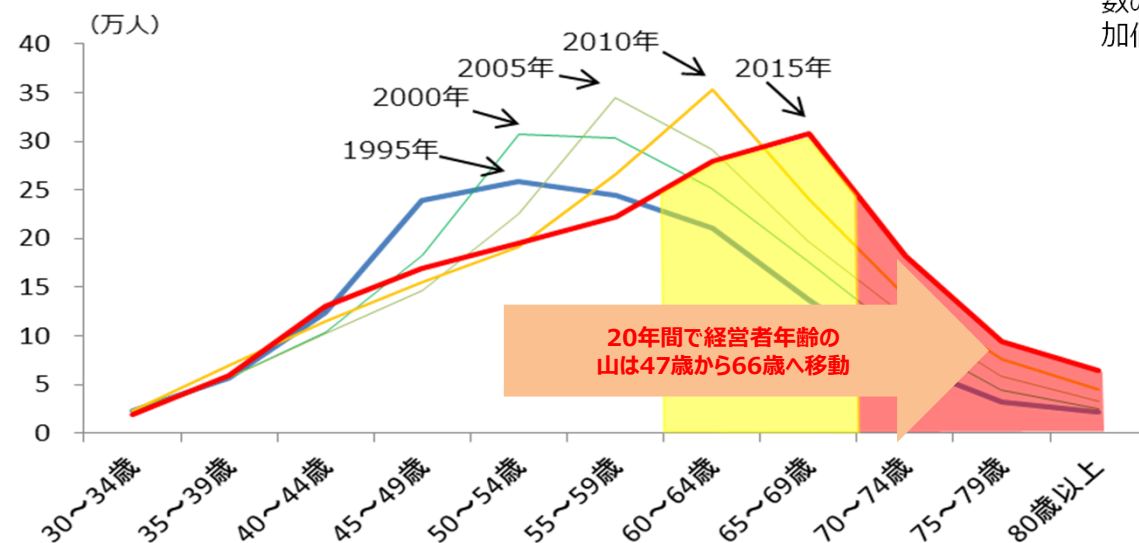
令和 2 年 8 月

中国経済産業局 中小企業課

構造変化①「経営者の高齢化」その1

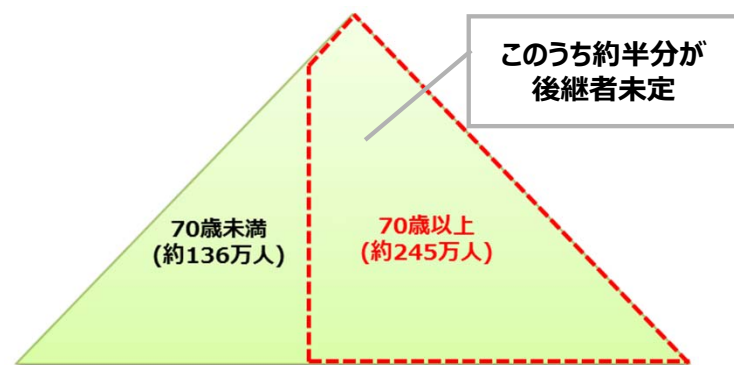
- 今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の**127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定**。
- 現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、**2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性**※。

中小企業の経営者年齢の分布(法人)



平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

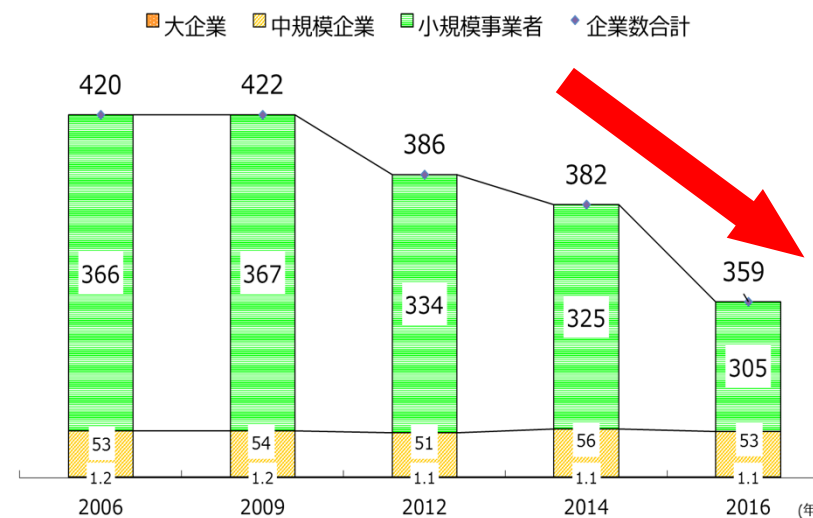
中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

※2025年までに経営者が70歳を超える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人：6,065万円、個人：526万円)。

企業数が減少

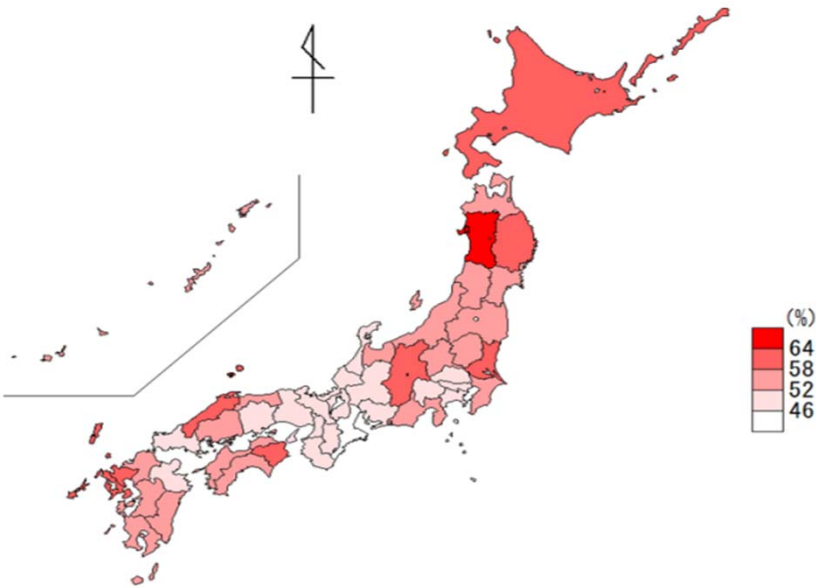


構造変化①「経営者の高齢化」その 2

- 特に地方において、事業承継問題は深刻。事業承継問題の解決なくして、**地方経済の再生・持続的发展なし。**

特に地方において経営者の高齢化は深刻

60歳以上の経営者割合(法人)

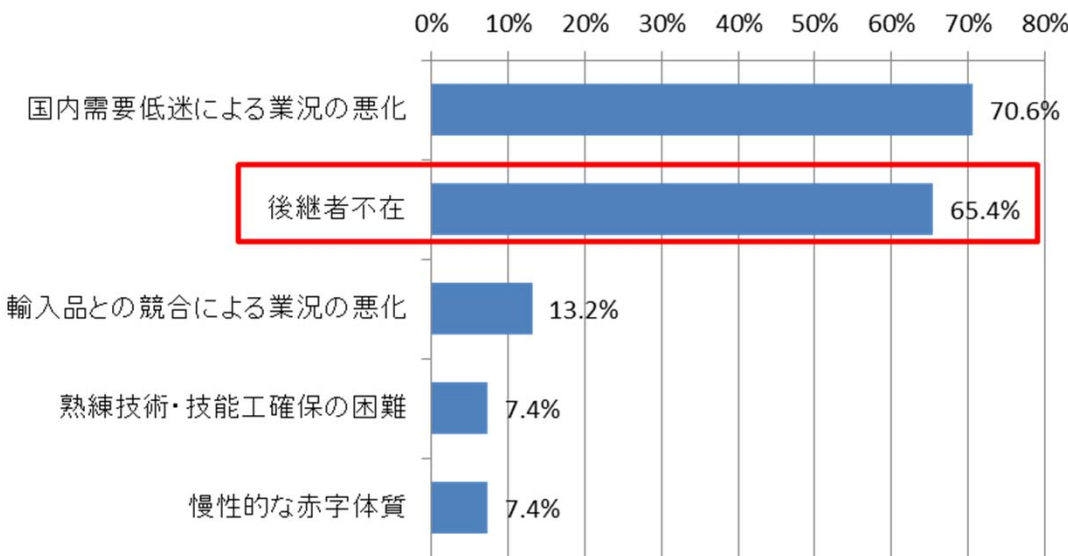


(出典)東京商工リサーチのデータを再編・加工
※ 3 年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

1	秋田県	66.7%
2	島根県	62.8%
3	佐賀県	60.9%
4	北海道	60.3%
5	茨城県	58.9%

全国各地の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展

産地における倒産・廃業の理由(複数回答)

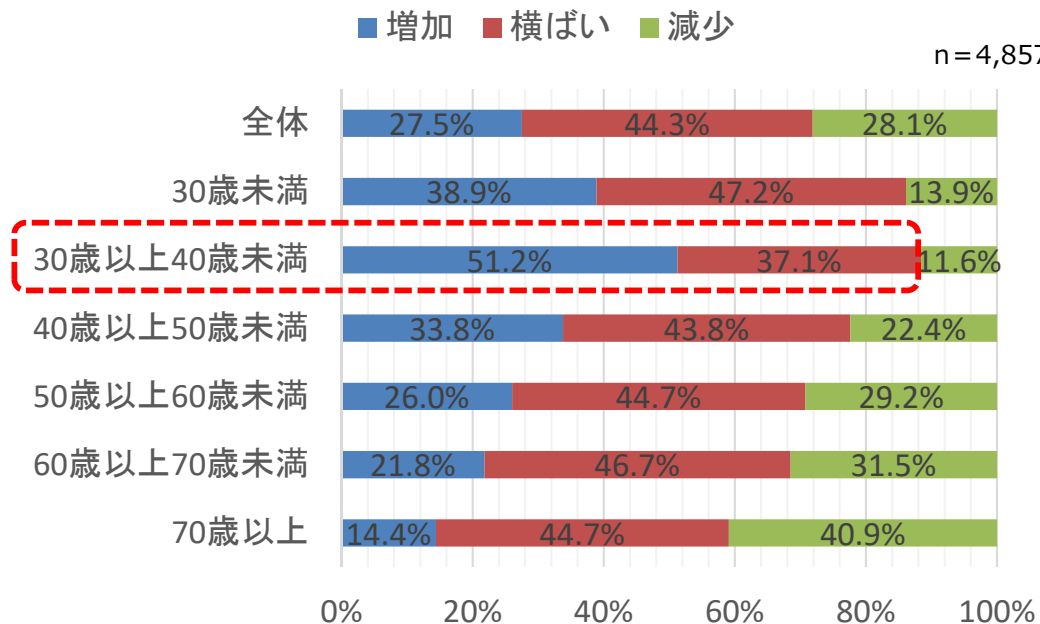


(出典)日本総研株式会社委託調査
※ 全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鋳物等)からの回答を元に調査。

構造変化①「経営者の高齢化」その3

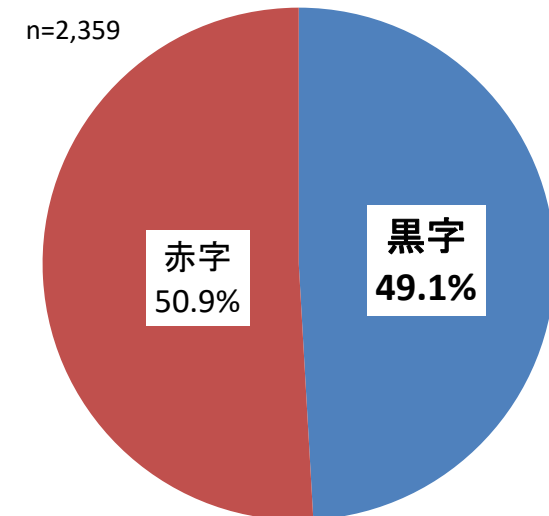
- **経営者が若返る**ことにより、企業活力が向上し、**生産性向上につながり得る**。例えば、若い経営者層では、売上高が増加する傾向。
- **廃業企業の中にも、黒字企業は半数**存在。
また、売上高が大きく、地域の中核になっているような企業も、後継者難に直面。

図1 経営者年齢層毎の売上高



(資料) 平成27年度 中小企業庁委託調査

図2 休廃業企業における経常黒字比率

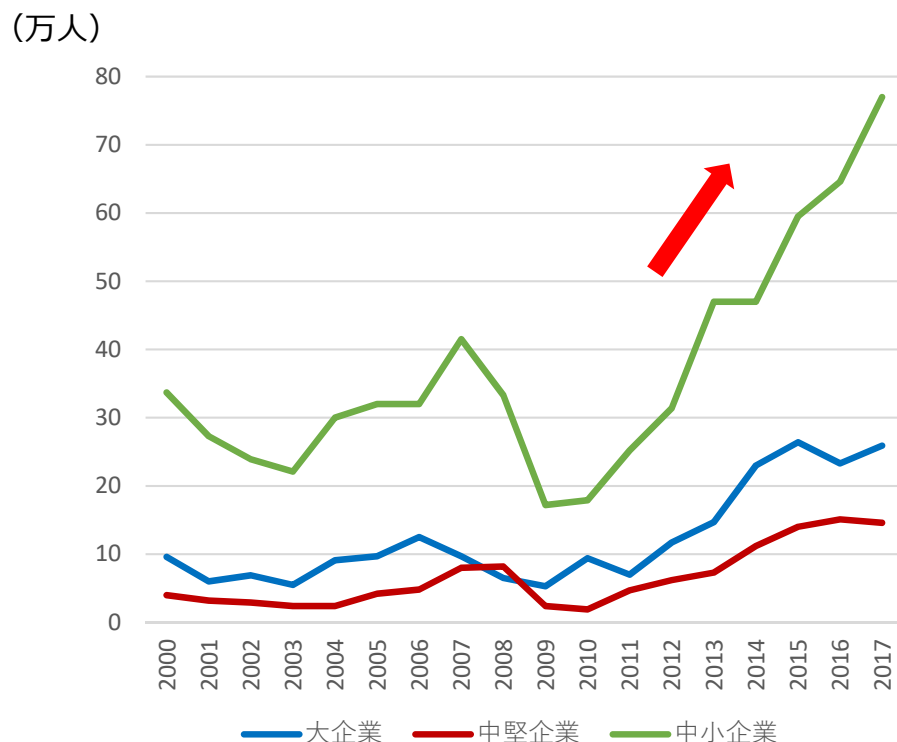


(資料) 平成28年度 東京商工リサーチ調査を再編・加工

構造変化②「人手不足」その1

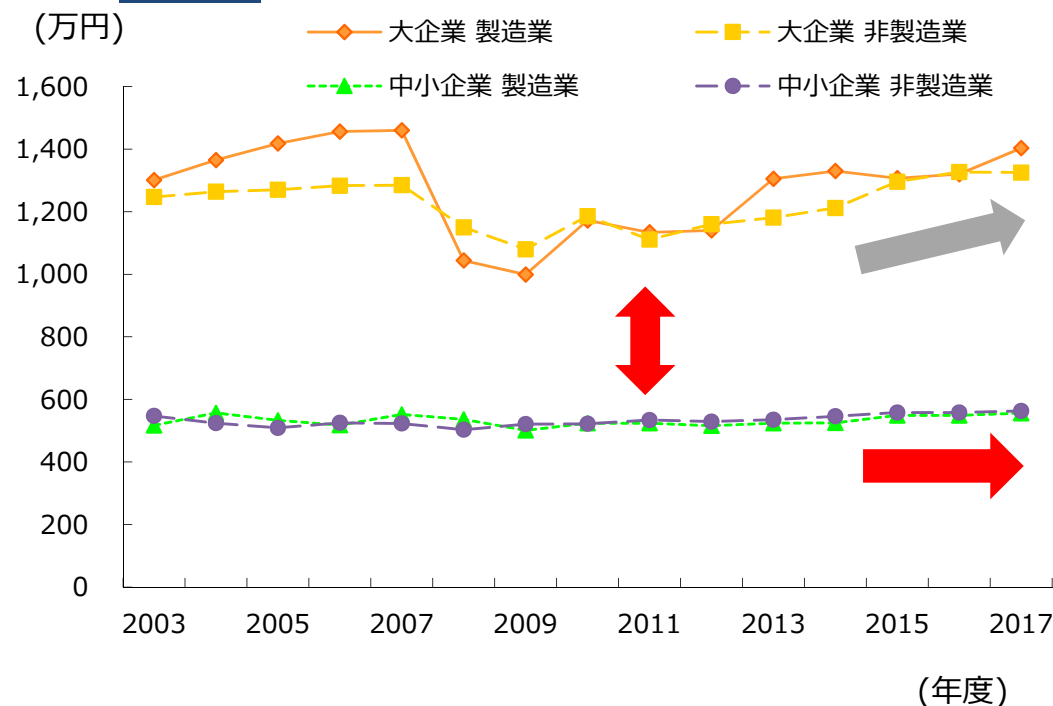
- 1995年をピークに生産年齢人口は減少の一途。
- 女性や高齢者の就業率は上昇しているものの、特に中小企業は過去最高水準の人手不足に直面しており、70万人超の人手不足が発生、更に拡大。
- 人手不足の中にあっては生産性向上が急務であるが、中小企業の生産性は、大企業と比較して低く、改善もしていない。

図1 未充足求人数（人手不足数）の推移



※各年度の数値は、6月末時点のもの。
(資料) 厚生労働省「雇用動向調査」

図2 企業規模別の労働生産性の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

構造変化②「人手不足」その2

- 人手不足解消には、生産性向上につながる設備投資が必要不可欠。
- 足下では設備老朽化等を背景とした維持・更新投資が中心だが、**生産性向上につながる前向きな投資をより一層促進していく必要**。

図1 中小企業の設備投資

(兆円・後方4四半期平均)

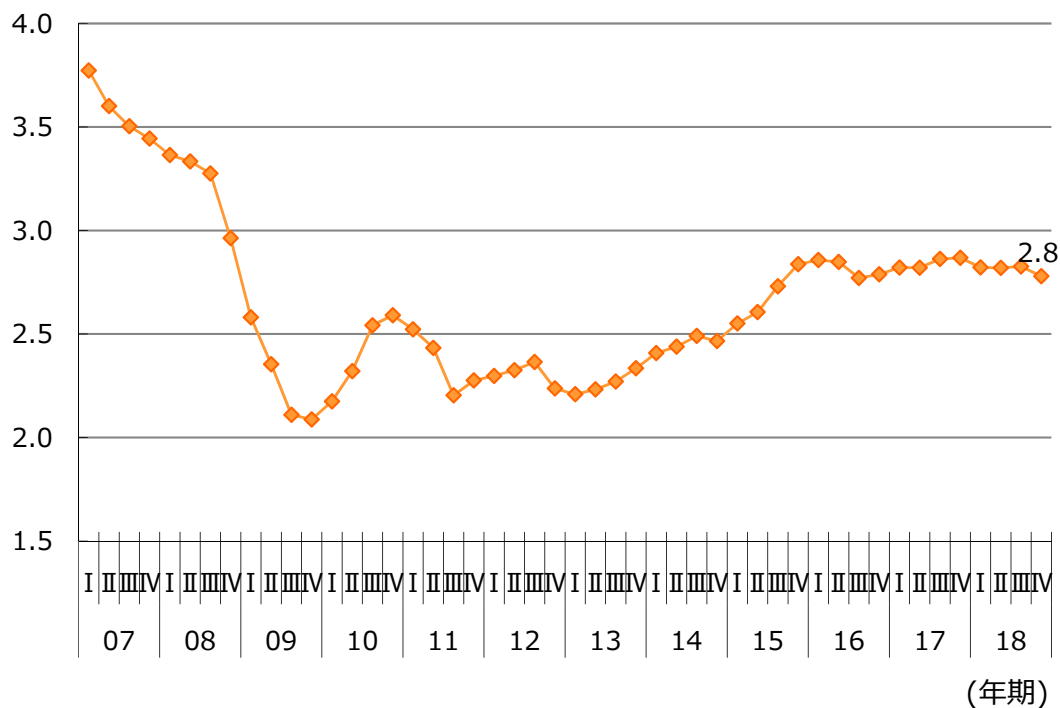


図2 中小企業の設備投資目的

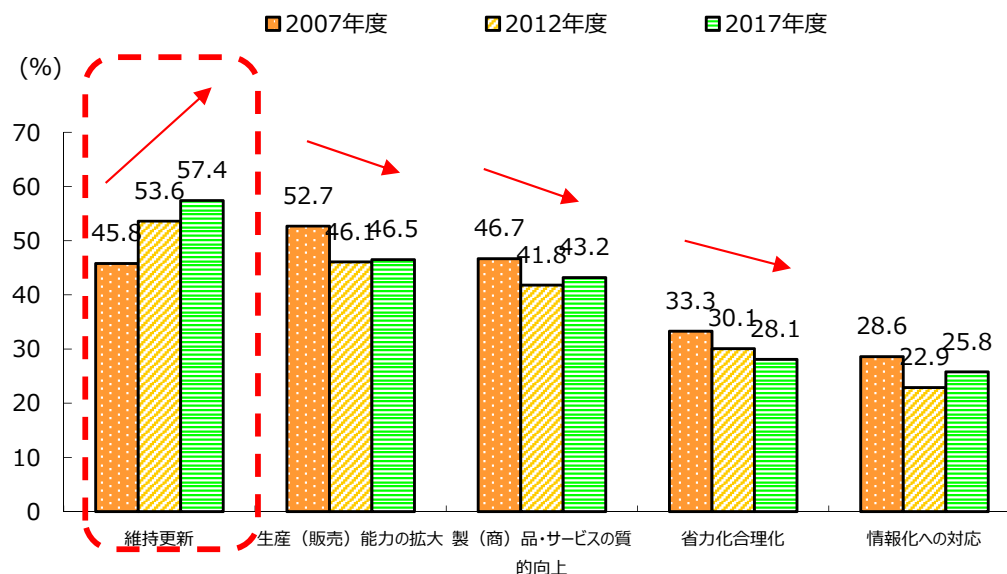


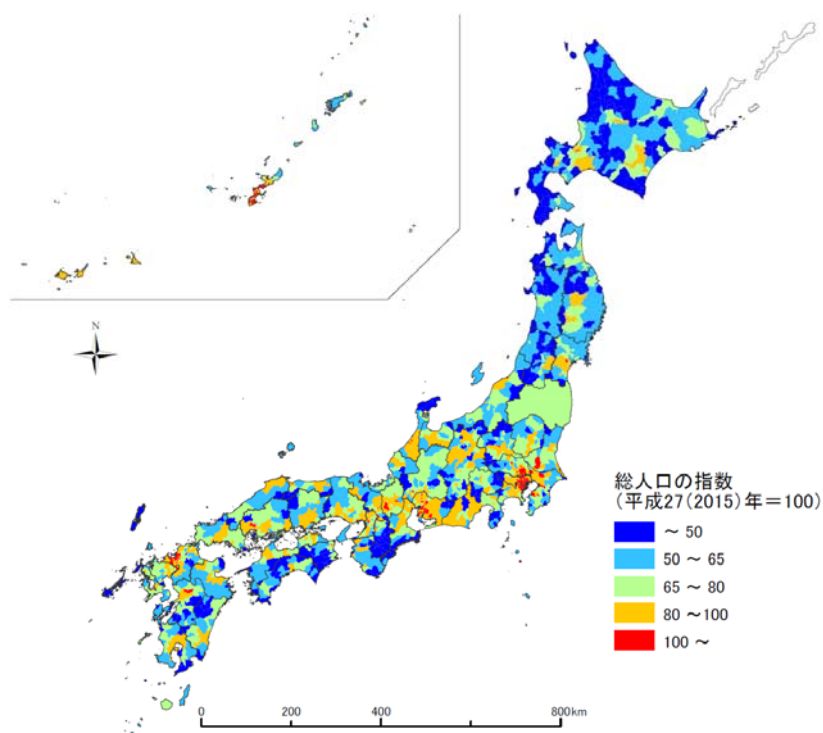
図1：財務省「法人企業統計調査季報」

図2：内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」(注)2017年度の上位5項目を抜粋している。

構造変化③「人口減少による弱い内需と過疎化」

- 既に南関東以外の地域で人口が減少。更に2020～2025年以降、南関東も含む日本全地域において人口が減少する見通し。
- 対個人サービスをはじめとするサービス業の労働生産性は、人口密度に左右される傾向。
- 内需が弱い中において海外需要の獲得も重要であるが、中小企業の輸出企業割合は、諸外国と比べて低い。

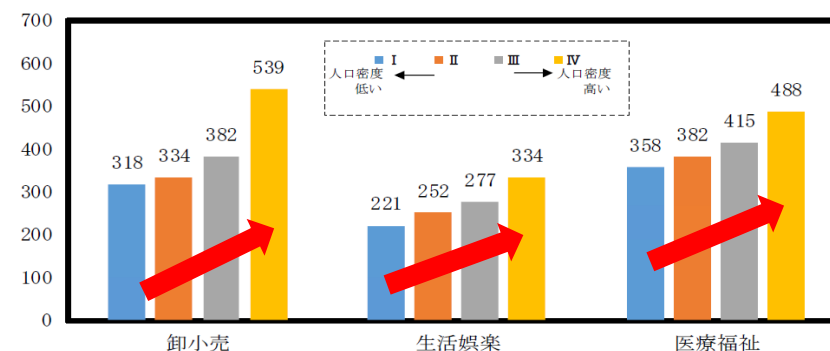
図1 日本の地域別将来推計人口（2045年）



(資料) 社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

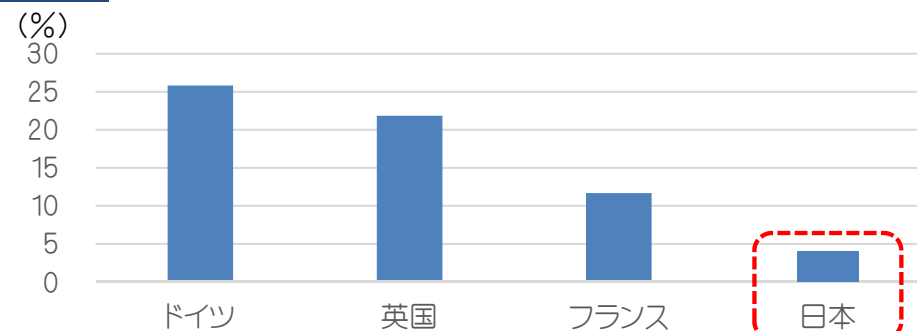
図2 人口密度とサービス業の労働生産性

(事業者1人当たり付加価値、万円)



(資料) 内閣府「地域の経済2015」

図3 中小企業における輸出企業の割合



(資料) 通商白書2017

(※) EU諸国については、EU域内向けを含む。

「令和元年度補正予算」及び「令和2年度当初予算」について（地域・中小企業・小規模事業者関係）

基本的な課題認識と対応の方向性

- 中小企業・小規模事業者は、「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という構造変化に直面。加えて、働き方改革、社会保険適用拡大、賃上げ、インボイス導入などの相次ぐ制度変更に対応する必要。
- ①「事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進」、②「生産性向上・デジタル化」、③「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」、④「経営の下支え、事業環境の整備」に重点的に取り組む。さらに、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」に切れ目なく支援。

中小企業対策費	30当初 (29補正)	31当初 (30補正)	R2当初 (R1補正)
経産省計上	1,110億円 (1,976億円)	1,117億円 (2,634億円)	1,111億円 (4,067億円)

①事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進 【R1補正 64億円／R2当初 148億円】

※灰色網かけ欄は対応する主な措置の例示したもの。

- 事業承継を契機とした生産性向上（ベンチャー型事業承継・第二創業）、経営資源引継ぎ型の創業、事業承継時の一部廃業も支援。
- 経営者保証の解除促進に向けた専門家支援。事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューの創設、専門家の確認を受けた場合に保証料を最大ゼロ（管理費の一部を除く）と大幅軽減。
- 事業引継ぎ支援センターにおけるマッチング支援により第三者承継を後押し。

- 補正 事業承継・世代交代集中支援事業【51億円<R1補正>】**
・各都道府県に設置した「事業承継ネットワーク」による事業承継診断等の掘り起こしを実施。また、事業承継を契機とした設備投資・販路拡大支援（新事業に転換する場合は補助増額）や中小企業が外部人材を後継者とする場合の有効な教育方法の調査を行う。
- 補正 事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援【13億円<R1補正>】**
・事業承継時に経営者保証の解除を目指す中小企業に対し、経営者保証ガイドラインの充足状況の確認や金融機関との交渉を支援。
- 当初 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【73億円(59億円)】**
・信用補完制度を通じた円滑な資金供給支援等。また、事業承継時に経営者保証を不要とするメニューの新設及びその保証料を軽減。
- 当初 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【75億円(70億円)】**
・後継者不在の中小企業に対するマッチング支援をワンストップで行う。また、経営資源引継ぎ型の創業も後押し。

②生産性向上・デジタル化 【R1補正 3,610億円／R2当初 311億円】

- 中小企業の今後相次ぐ制度変更（働き方改革、社会保険適用拡大、賃上げインボイス導入等）への対応のため、生産性向上を継続的に支援。「ものづくり補助金」「IT導入補助金」「小規模事業者持続化補助金」を一体運用。
- 専門家による、生産性向上に課題を抱える業種の特性に応じた相談対応。
- 中小企業の現場へのAI導入を支援する人材の育成・普及。

- 補正 中小企業生産性革命推進事業（中小機構運営費交付金）【3,600億円<R1補正>】**
・中小企業等の生産性向上に資する、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や小規模事業者の販路開拓の取組、中小企業等のITの導入などを支援。中小機構の業務として継続的な支援を実施。
- 当初 ものづくり補助金【10億円（50億円）】、共創型サービスIT連携支援事業【5億円（新規）】
地方公共団体による小規模事業者支援進事業【12億円（10億円）】**
- 補正当初 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援体制強化等【52億円<R1補正、R2当初>】**
・各都道府県に設置したようす支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革をはじめとする制度変更に対応するための体制も強化。
- 当初 AI人材連携による中小企業課題解決促進事業【6億円（新規）】**
・AIに関する専門的知見をもった人材の育成及び中小企業とのマッチングを支援し、データ分析等を活用した経営課題解決を普及促進。

③地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大 【R1補正 18億円／R2当初 261億円】

- 地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進。
- 訪日客目線でのコンテンツ開発、商店街等のデータ活用等によるインバウンド需要の取込強化。
- 大企業の中堅人材等による地方での起業や中小企業への就職等を後押し。
- 地域・社会課題を解決するビジネスモデルや地域における創業を支援。
- 海外販路開拓等に向けた商品・サービス開発やブランディング等の支援。

- 補正 インバウンド需要拡大推進事業【5億円<R1補正>】**
・中小企業等と外国人専門家が連携し、外国人観光客に刺さる商品・サービス開発や店舗データ分析等による効果的な商品・サービスの提供を支援。
- 補正 大企業人材等の地方での活躍促進事業【5億円<R1補正>】**
・大企業の中堅人材等を対象に地方でのビジネス等に必要スキル向上等を支援。地域企業に有効な人材確保手法の調査等を実施。
- 当初 地域未来投資促進事業【143億円（159億円）】**
・地域でのイノベーション創出に向けた支援体制を強化するとともに、ものづくり技術・サービスモデルの開発等を支援する。
- 当初 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【5億円（新規）】**
・地域・社会課題を広域的に束ねて解決する実証事業を支援すること等により、企業の創業・成長を通じた地域と企業の共生を促進する。
- 当初 JAPANブランド育成支援等事業【10億円（新規）】**
・海外販路開拓等のための新商品・サービス開発等の取組や、支援事業者等による海外向けECサイトやクラウドファンディングの活用支援。

④経営の下支え、事業環境の整備

- 当初 日本公庫による政策金融（マル経融資含む）【205億円（207億円）】**
- 当初 消費税転嫁状況監視・検査体制強化事業【31億円（33億円）】**
- 当初 中小企業取引対策事業【10億円（10億円）】**
- 当初 小規模事業者対策推進等事業【59億円（50億円）】**
- 当初 商店街活性化・観光消費創出事業（臨時・特別の措置）【30億円（50億円）】等**

⑤災害からの復旧・復興、強靱化 【R1補正 375億円】

- 補正 グループ補助金【190億円<R1補正>】**
- 補正 地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）【41億円<R1補正>】**
- 補正 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）【58億円<R1補正>】**
- 補正 資金繰り支援（政策金融・信用保証）【86億円<R1補正>】**
- 当初 中小企業強靱化対策【独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】**

事業承継支援策の全体像

- 後継者が決まっている事業者には**税制措置等による支援**を、決まっていない事業者には**気付きの機会の提供、マッチング支援**等により後継者探しを支援。加えて、**事業承継後のチャレンジ**も支援。
- こうした切れ目のない事業承継支援策を、**今後10年で集中して実施**することとしている。

事業承継支援策の全体像

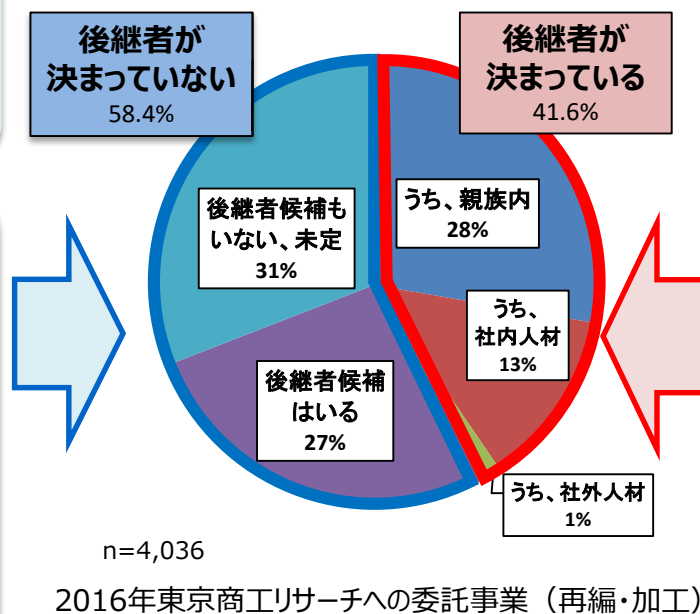
気付きの機会の提供

- ✓ 事業者の身近にいる**金融機関、士業等専門家が**経営者に働きかけ、**プッシュ型事業承継診断**を徹底実施(**年5万者**)し、専門家を派遣する費用等を支援

マッチングの支援

- ✓ 年間1千～2千件のマッチングが実現できるよう、専門家の増員等、「**事業引継ぎ支援センター**」の体制を強化
- ✓ 事業引継ぎ支援データベースを、**平成31年度から抜本拡充**
- ✓ **中小機構出資の事業承継ファンド**から出資を受けた中小企業に対する**特例措置**を創設予定（平成31年度税制改正）
- ✓ 第三者承継を後押しするため、**M & Aに係る登録免許税、不動産取得税を減免**（平成30年度税制改正）

中小企業の後継者選定状況



法人の事業承継税制の拡充

- ✓ 平成30年度税制改正において、法人の事業承継税制の以下の要件を、10年限定で抜本拡充
- ① 対象株式等の上限の撤廃
- ② 対象者の拡大
- ③ 雇用要件の抜本的見直し
- ④ 売却・廃業時の減免制度の創設

個人版事業承継税制の創設

- ✓ 平成31年度税制改正において、10年間限定の措置として、個人事業者の事業承継を促進するため、**土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る相続税・贈与税の100%納税猶予制度**を創設

事業承継後のチャレンジ支援

事業承継補助金

- ✓ 事業承継やM & Aを通じた事業引継ぎを契機として、**経営革新や事業転換**に取り組む中小企業の**設備投資等**を支援する

黒字廃業を回避するための**第三者承継支援総合パッケージ**（10年間の集中実施）

- **10年間で60万者**（6万者/年×10年）の**第三者承継の実現**を目指す。
- **技術・雇用等の中小企業の経営資源を、次世代の意欲ある経営者に承継・集約。**

1. 経営者の売却を促すためのルール整備や官民連携の取組

- （1）**「事業引継ぎガイドライン」を改訂し、経営者が適正な仲介業者・手数料水準を見極めるための指針を整備。第三者承継を経営者の身近な選択肢とする。**
- （2）**事業引継ぎ支援センターの無料相談体制を抜本強化し、経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺に。**

2. マッチング時のボトルネック除去や登録事業者数の抜本増加

- （1）**「経営者保証ガイドライン」の特則策定により、個人保証の二重取りを原則禁止。**
- （2）**「事業引継ぎ支援データベース」を民間事業者にも開放し、スマホのアプリを活用したマッチングなど、簡便なしくみを提供。**

3. マッチング後の各種コスト軽減

- **新社長就任に向けた後継者の教育支援や、事業の選択と集中を促す補助金の創設をはじめ、予算・税・金融支援を充実。**

第三者承継のフローと具体的な支援策

- 第三者承継の促進に向け、機運の醸成、マッチングの円滑化、マッチング後の取組支援と、それぞれのフェーズで顕在化している課題に応じて、切れ目のない支援を実施する。

R2年度からの新たな取組 ◆R元年度補正予算関連の取組 ●延長・継続する取組)

機運醸成・環境整備

売却を躊躇

★事業承継の機運醸成

- ・ 事業引継ぎ支援センターと民間プラットフォーマー等が連携し、身近な形での仲介を推進

★地域金融機関・民間仲介事業者との連携強化等

- ・ 地銀等を通じた中小企業への人材紹介の促進等

情報不足

★事業引継ぎガイドライン

- ・ 民間仲介事業者に中小M&A時の指針を提示

マッチングの円滑化

個人保証

★経営者保証解除パッケージ

- ・ 「経営者保証ガイドライン」の特則を策定し、先代経営者と後継者からの保証の二重取りを原則禁止
- ・ 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設

相手の不在

●事業引継ぎ支援センターの体制強化

- ・ 後継者人材バンクの活用によるマッチング強化
- ・ データベースの開放による民間事業者の参入促進

●官民による事業承継ファンドの積極活用

- ・ 民間・中小機構のファンドを通じた企業価値向上

●中小企業投資育成を通じたMEBOの支援

- ・ 投資の出資による資金調達と安定株主の導入

マッチング後の取組支援

マッチング後の事業化・経営戦略

◆事業承継補助金の充実化

- ・ ベンチャー型事業承継など、新規性の高い取組に対して、補助率の引上げなど支援充実化
- ・ 事業の選択と集中と促す仕組みの導入

◆事業承継ネットワークの体制強化

- ・ 専門家派遣を通じた、承継後の経営指導

後継者の教育

◆承継トライアル事業

- ・ 後継者教育の「型」を実証しマッチング精度を向上

マッチング後の税・資金負担

●登録免許税・不動産取得税の軽減

- ・ 買い手の負担軽減により、第三者承継の効果を最大化

●金融支援

- ・ 承継円滑化法に基づく信用保証・公庫融資の特例

経営資源引継ぎ補助金

公募期間：2020年7月13日（月）～8月21日（金）

- 新型コロナウイルスの影響下にあっても、**中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため**、中小企業の第三者承継時の負担である、**M&A専門業者・士業専門家等の活用に係る費用**（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）を補助する。
- また、経営資源の一部を引き継ぐ場合においては、**譲渡側の廃業費用**を補助する。

I 型 買い手支援型

買い手の経営資源の引継ぎを補助

買い手



専門家報酬

事業再編・事業統合による経営資源の引継ぎ※

補助対象経費：謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料

II 型

売り手の経営資源の引継ぎ及び引継ぎ後の廃業費用の補助

売り手



既存事業の廃業



専門家報酬

補助対象経費：謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料
（廃業費用）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能。

タイプ	補助率	補助下限額	補助上限額
買い手支援型 （I 型）	補助対象経費の 3 分の 2 以内	5 0 万円	① 経営資源の引継ぎを促すための支援 1 0 0 万円
			② 経営資源の引継ぎを実現させるための支援 2 0 0 万円
売り手支援型 （II 型）	補助対象経費の 3 分の 2 以内	5 0 万円	① 経営資源の引継ぎを促すための支援 1 0 0 万円
			② 経営資源の引継ぎを実現させるための支援 6 5 0 万円※

※廃業費用を活用しない場合の補助上限額は 2 0 0 万円とする。

経費について

タイプ	補助対象経費の区分
買い手支援型 (Ⅰ型)	謝金、旅費、外注費、委託費（仲介手数料も可）、システム利用料
売り手支援型 (Ⅱ型)	謝金、旅費、外注費、委託費（仲介手数料も可）、システム利用料 (廃業費用) 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

類型について

タイプ	補助率	補助下限額（注1）	補助上限額
買い手支援型 (Ⅰ型)	補助対象経費の 3分の2以内	50万円	①経営資源の引継ぎを 促すための支援 100万円
			②経営資源の引継ぎを 実現させるための支援 200万円（注2）
売り手支援型 (Ⅱ型)	補助対象経費の 3分の2以内	50万円	①経営資源の引継ぎを 促すための支援 100万円
			②経営資源の引継ぎを 実現させるための支援 650万円（注2）（注3）

注1 申請時に補助金として申請できる下限は補助率3分の2を乗じた後の補助対象経費の金額が50万円以上とする。

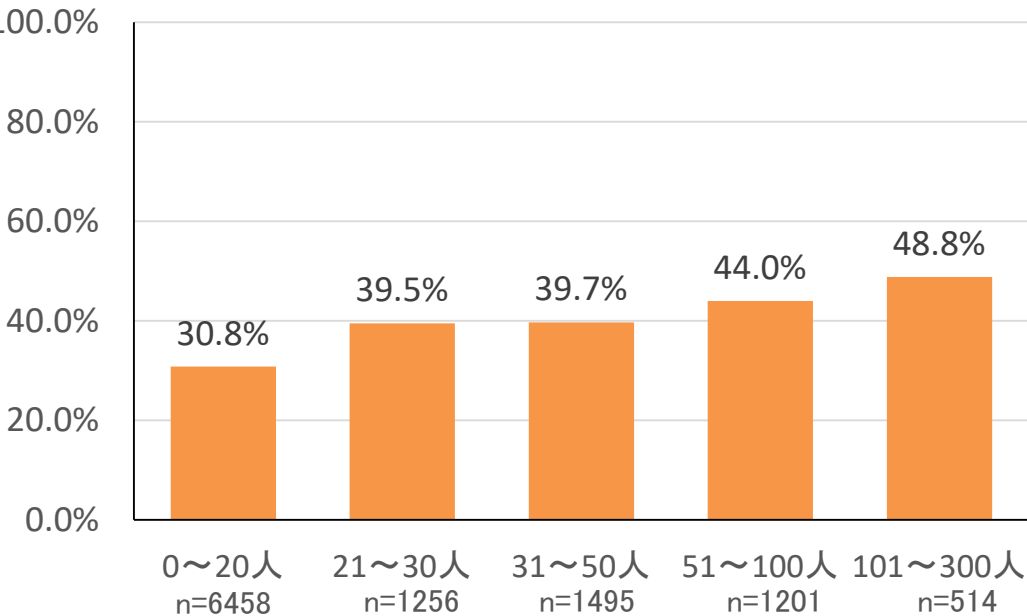
注2 補助事業期間中に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合、補助上限額は100万円とする。

注3 廃業費用の補助上限額は450万円とし、廃業費用を活用しない場合の補助上限額は200万円とする。ただし、廃業費用に関しては、関連する経営資源の引継ぎが補助事業期間に実現しなかった場合は補助対象外とする。

中小企業の防災・減災対策の状況(1)

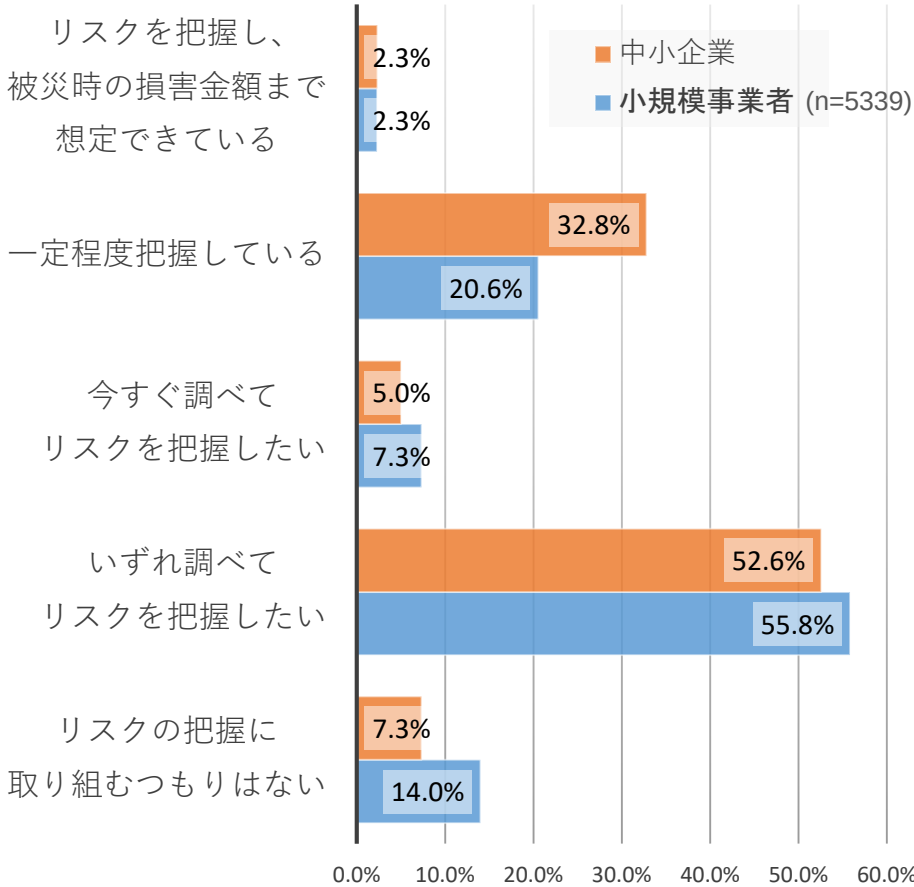
(1) 防災・減災に対する問題意識が十分でなく、防災・減災に関心が低い。

ハザードマップを見たことがある企業の割合
(従業員規模別)



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

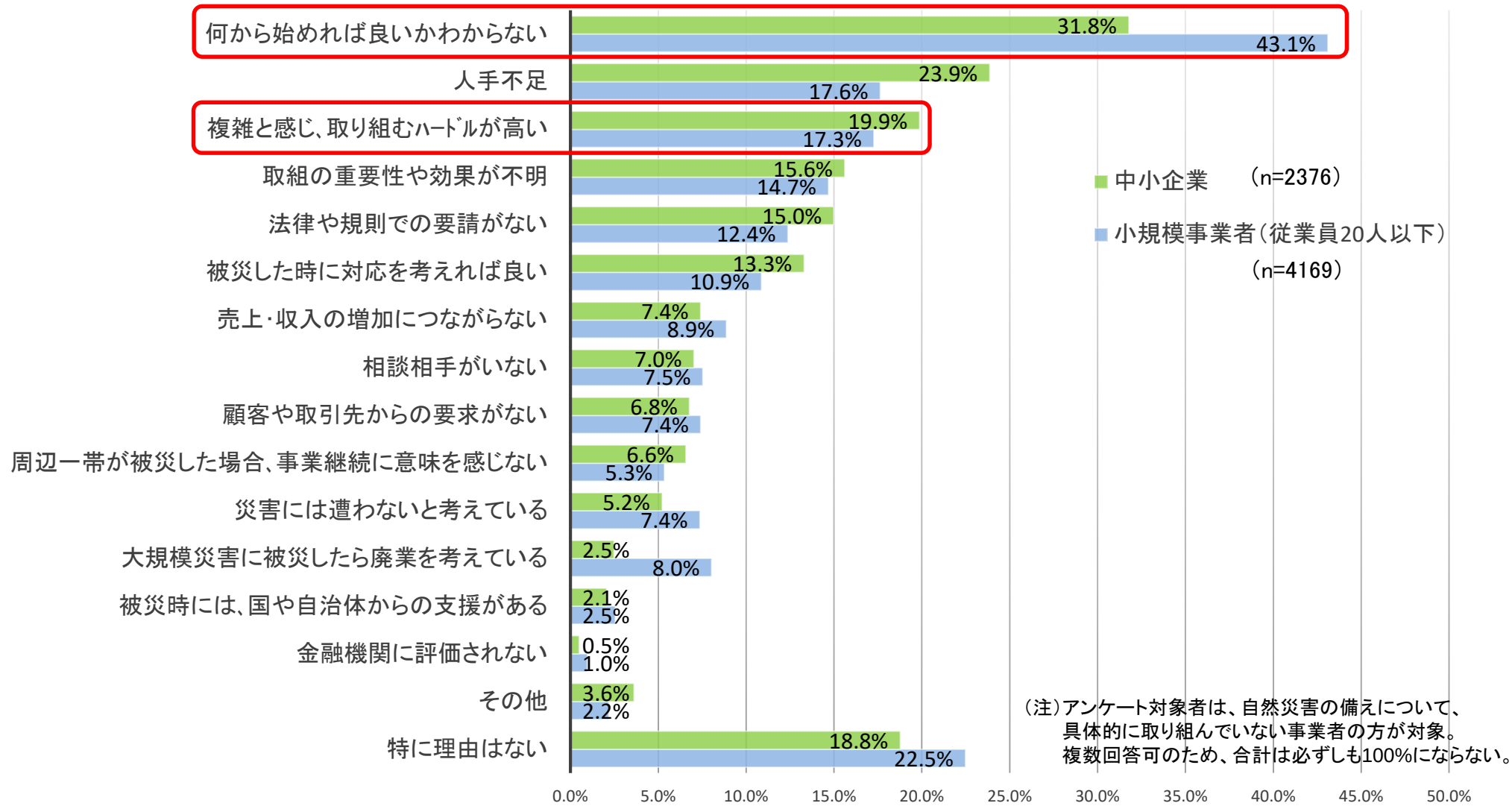
自然災害に関して抱えるリスクの把握状況



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

中小企業の防災・減災対策の状況(2)

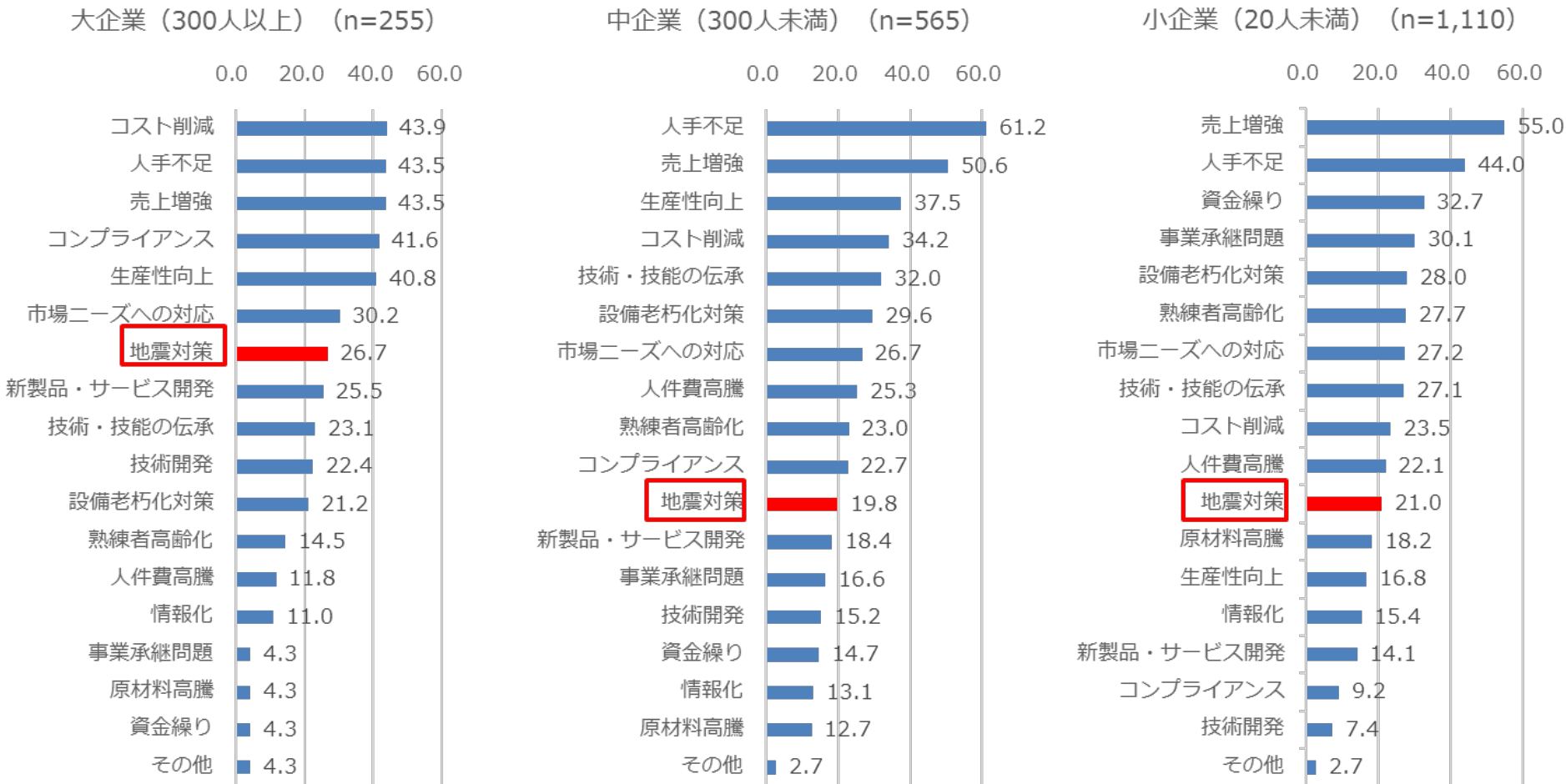
(2) ノウハウがなく、具体的に何から取りかかればよいか分からない。



中小企業の防災・減災対策の状況(3)

(3) 防災・減災に対して、実施する優先順位が高くない。

経営課題の優先順位



(注) 質問は下記の通り。
「次に掲げる経営課題の中から優先順位の高いもの、上位5つまで選んでください。」

中小企業・小規模事業者 強靱化対策パッケージ

事業継続のための取組に対する公的な認定制度の創設とインセンティブの付与、商工会・商工会議所を始め中小企業・小規模事業者を取り巻く多様な関係者による働きかけ・支援により、今般変更された国土強靱化基本計画に沿って、中小企業・小規模事業者の災害への備えの抜本的強化を図る。

中小企業・小規模事業者の事前対策強化

(1) 公的認定制度の創設と認定事業者への支援 (★)

- 主にサプライチェーンの中小企業や地域の中核的な中小企業を想定した**大臣認定制度**を創設
- 複数の中小企業が連携し、経営資源の融通（原材料、人員派遣、代替生産等）等により対策を強化する取組に対して**大臣認定制度**を創設

経産大臣

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業

事業継続力強化計画
連携事業継続力強化計画

【認定事業者への支援措置】

- 信用保証枠の追加
- 低利融資
- 補助金の優先採択
- 防災・減災設備への税制優遇 等

(2) 保険加入等のリスクファイナンス対策の促進

- 法認定の対象とする取組内容として保険加入等のリスクファイナンス対策を明確化
- 認定要件に保険会社の知見を踏まえた防災・減災に資する事項を盛り込む

(3) 予算事業を活用した普及啓発や人材育成

<H30補正案> 中小企業等強靱化対策事業（15億円）

- 幅広い者の意識啓発や対策促進のため、以下を実施
 - ①身近な商工団体によるリスク認識などの意識啓発の促進
 - ②サプライチェーンによる連携や個社の取組促進のためのモデル事業 等
- 特に地方における支援人材不足を解消するため、人材育成を実施

<H30補正案> 自衛的燃料備蓄補助金（58億円の内数）

- 社会的な重要インフラ機能を担う中小企業等における自家発電設備等の導入支援を実施

(4) 中小企業を取り巻く関係者に期待される役割

- 中小企業を取り巻く多様な関係者が、それぞれの自主的な判断により、災害対策の普及啓発や支援を実施することが期待される（法律の基本方針で明確化）
- 防災経済コンソーシアムの枠組みも活用しつつ、官民一体となって取組を強化

<関係者に期待される役割>

① サプライチェーンにおける親企業

- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた普及啓発
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

- 認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブ付け
- 普及啓発及びBCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置

③ 損害保険会社

- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援

④ 地域金融機関

- 災害対策の普及啓発を実施
- 事前対策に必要な資金の融資
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応

商工団体による支援体制の強化

- 商工会・商工会議所の「**事業継続力強化支援計画**」の認定制度を創設し、事前対策の普及啓発や災害発生時の被害状況把握等を実施 (★)
- 自治体、商工会・商工会議所の体制整備について、**地方交付税を措置**
- 中小企業団体中央会が、組合を通じた相互連携による事前対策を促進

認定制度を設け、対策を強化するため、**中小企業強靱化法案を提出**。令和元年5月29日に法案成立。

(★)・・・法律での規定事項

事後対策の強化

- 住家被害ではなく、中小企業被害だけでも、中小企業への初動支援を自動的に行えるよう、災害時の初動支援措置（災害復旧貸付等）の発動要件を見直し
- 地方自治体、商工会・商工会議所と連携した発災時の中小企業被害情報収集のあり方について、中小企業庁が検討・整理の上、関係機関に周知

事業継続力強化計画認定制度の概要（令和元年7月スタート）

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加算などの支援策を活用可能。
- 令和2年6月末日現在で10,400件の事業継続力強化計画を認定

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置



(参考) 事業継続力強化に関する「基本方針」の改正 (P)

- ・ 「自然災害以外のリスク」を強靱化法の支援対象に追加。

【改正項目：支援対象の拡大】

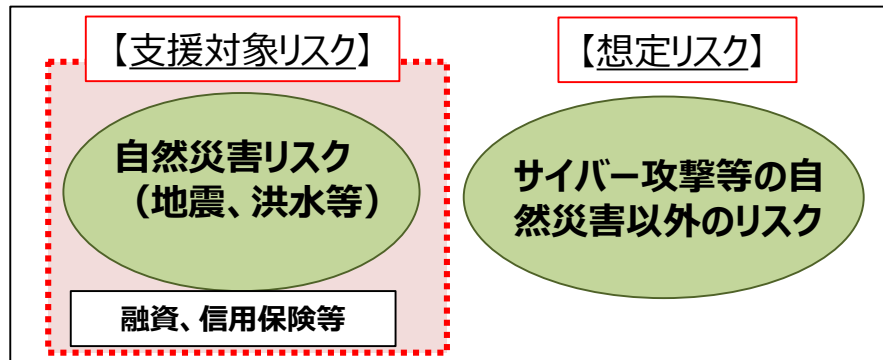
○現行運用上、法に紐付く融資、信用保険等の支援措置の適用は、「自然災害リスク」のみに限定。

事業活動に影響を与える自然災害等のリスクとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象に直接又は間接に起因するリスクが想定される。～（略）～。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、右に掲げる自然災害のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象とする。

○一方、感染症への対応は喫緊の課題であることから、支援対象に感染症等の「自然災害以外のリスク」を追加。

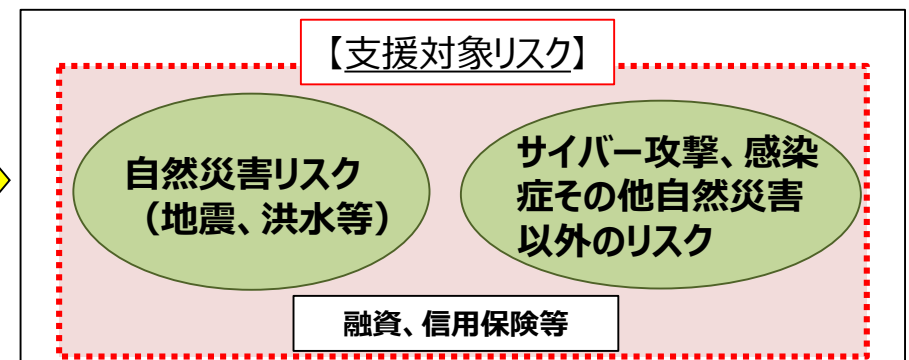
事業活動に影響を与える自然災害等のリスクとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、サイバー攻撃、感染症その他の異常な現象に直接又は間接に起因するリスクが想定される。～（略）～。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、自然災害等のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象とする。

現行基本方針



改正

改正案



令和2年7月豪雨の被災中小企業等への支援策【合計：約428.9億円】

- 被災中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望を持って取り組めるよう、**被害実態に合わせたきめ細かな復旧・復興支援策**を講じる。
- 具体的には、これまでのグループ補助金と自治体連携型補助金を一本化した「**なりわい再建補助金**」（**新グループ補助金**）を創設し、被災事業者に対して定額補助を含む手厚い支援を実施するとともに、被害実態に応じた支援が行えるよう見直しを行った**被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）**等の支援措置を講じる。

中小・小規模事業者向け支援

（１）なりわい再建補助金（新グループ補助金） **【275.7億円】**

被害実態に合わせて数億円単位の被害にも最大**3/4補助**で支援。**グループ要件を不要**するとともに、**コロナ禍**の中で、**今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者**には、**一部定額補助**を実施。

（２）被災小規模事業者再建事業（持続化補助金） **【113.5億円】**

直接被災者に200万円、間接被災者に100万円を補助し、機械購入、店舗改装、宣伝広告等、事業再建に取り組む費用を幅広く支援。

（３）商店街補助金【2.9億円】

被災した商店街の**アーケード・街路灯等の改修**や、**集客イベント等**に取り組む費用を補助。また、仮施設設整備事業に必要な費用を補助。

（４）資金繰り支援【35.0億円】

コロナ実質無利子融資の**資金使途**を**災害復旧資金に拡大**する等の支援を実施。

サービスステーション復旧

（１）石油製品販売業早期復旧支援事業【1.7億円】 サービスステーションの機能回復のため、被害を受けた**計量機等の設備等の補修・入替**に係る費用を**3/4補助**。

<中小企業等被害の一例>

旅館業者（熊本県）

1階天井まで浸水、内装・空調等に被害



店舗装飾業者（福岡県）

プリンター、切断機が水没し使用不能



揮発油販売業者（熊本県）

冠水被害を受けたサービスステーション



令和2年7月豪雨で被災した事業者等への支援策 (経済産業省関連、合計428.9億円)

1. 災害復旧等に向けた補助制度

(1) なりわい再建補助金(新グループ補助金)【275.7億円】

- 従来のグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充・柔軟化した新補助金を創設。
 - 被害実態に合わせて数億円単位の被害にも最大3/4補助で支援。グループ要件を不要とするとともに、コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助(※)を実施。
 - ①熊本県：補助上限15億円(国:県=2:1、特交95%)
 - ②福岡県・大分県：補助上限3億円(国:県=2:1、特交95%)
 - ③その他被災県：補助上限3億円(国:県=1:1、特交70%)
- (※) 定額補助の上限 ①：上限5億円、②&③：上限1億円

- 事業者負担分については、融資の実質無利子化等、被害実態に合わせた十分な支援を行う。

(2) 被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)【113.5億円】

- 災害救助法が適用された県の被災した個々の小規模事業者が、機械・車両購入、店舗改装、広告宣伝等の事業再建に取り組む費用を幅広く補助。
 - ・直接被災者：上限200万円(2/3補助)
 - ・間接被災者：上限100万円(2/3補助)
- コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助を実施。

(3) 商店街災害復旧等事業【2.9億円】

- 災害救助法が適用された県の被災した商店街のアーケードや電灯等の改修や、集客イベント等に取り組む費用を補助。
- 熊本県においては、中小機構による仮設店舗整備への支援を行う(定額補助)。

(4) 石油製品販売業早期復旧支援事業【1.7億円】

- 災害救助法が適用された県の早期復旧、生活再建に必要なSS(サービスステーション)の機能回復のため、被害を受けた計量機等の設備等の補修又は入替工事に係る費用を3/4補助。

2. 金融支援

(1) 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【21.0億円】

- 新型コロナ対策の実質無利子・無担保融資について資金用途を災害復旧資金まで拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被災事業者を強力に支援する。
- 災害救助法が適用された県で、直接・間接・風評被害を受ける中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な資金を通常とは別枠で融資。直接被害者については最大1億円まで金利を▲0.9%引き下げ。

(2) 信用保証協会による資金繰り支援【12.0億円】

- 災害救助法が適用された県で、一般保証(2.8億円、80%保証)とは別枠となるセーフティネット保証4号(2.8億円、100%保証)及び災害関係保証(2.8億円、100%保証※直接被害のみ)を実施。

(3) 令和2年7月豪雨災害マル経【2.0億円】

- 被災した小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経)について、災害対応の別枠を設け、貸付金利を最大▲0.9%引き下げる。

- 今回の対策は国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置する対策であるが、足下の状況を踏まえて事業者への支援もしっかりと行う。
- 事業者の資金繰りを5,000億円規模で徹底的に支援。また、生産性革命推進事業等を活用し、サプライチェーンの毀損等にも対応。
- 今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、必要な施策を講じていく。

1. 徹底的な資金繰り支援

- ① セーフティネット保証 4号・5号
 - ・【4号】自治体からの要請に基づき、別枠（最大2.8億円）で100%保証。
（売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合）
 - ・【5号】重大な影響が生じている業種に、別枠（最大2.8億円）で80%保証。
（売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合）
- ② セーフティネット貸付（要件緩和）
 - ・売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資。
（上限額）中小7.2億円、国民4800万円
（基準金利）中小1.11%、国民1.91%※担保等により変動
- ③ 衛生環境激変対策特別貸付
 - ・一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に、通常と別枠で特別貸付。
（上限額）旅館業3千万円、その他業種1千万円
（基準金利）1.91% 又は 1.01% ※担保等により変動
- ④ 金融機関等への配慮要請
 - ・事業者からの返済緩和要望等への柔軟な対応を要請。

2. サプライチェーン・観光等

- 生産性革命推進事業
サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。
- i.ものづくり・商業・サービス補助
国内生産強化等の設備投資を支援
 - ・補助率 中小1/2 小規模2/3
 - ・補助上限 1,000万円
- ii.持続化補助
小規模事業者の販路開拓を支援
 - ・補助率 2/3
 - ・補助上限 50万円
- iii.IT導入補助
IT導入による効率化を支援
 - ・補助率 1/2
 - ・補助額 30～450万円

3. 経営環境の整備

- ① 経営相談窓口の開設（1/29～）
 - ・中小団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に窓口を設置し、経営相談に対応。
- ② 産業界への下請配慮要請
 - ・新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者との取引について、親事業者が柔軟な配慮を行うよう要請。
- ③ 雇用調整助成金
 - ・日中間の人の往来の急減による影響を受けるなど一定の要件を満たす事業主について、支給要件を緩和。
（助成内容）休業時の休業手当等について、
中小企業は2/3、大企業は1/2を助成。

4. 国内感染対策の側方支援

- 十分な量のマスクを継続的に供給できる環境の整備（マスク生産設備の導入補助等）
- 産総研が開発した迅速ウイルス検出機器の新型コロナウイルス感染症対応

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策マル経融資

危機対応融資

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者
を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は
全国47都道府県を対象地域として指定。5号
は影響を受けている業種を指定。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)
で、全国・全業種※を対象。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円）

+

SN保証枠（2.8億円）

+

危機関連保証枠（2.8億円）

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、
一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、
かつ実質無利子化。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9:00～19:00

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10:00～17:00 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

制度概要

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも
実質無利子※・無担保・据置最大5年融資を拡大します。
あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料を半額又はゼロにします。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

対象要件

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 （事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 （上記除く）	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 融資上限額：4000万円※（拡充前3000万円）
※2次補正の成立後、各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充
- 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

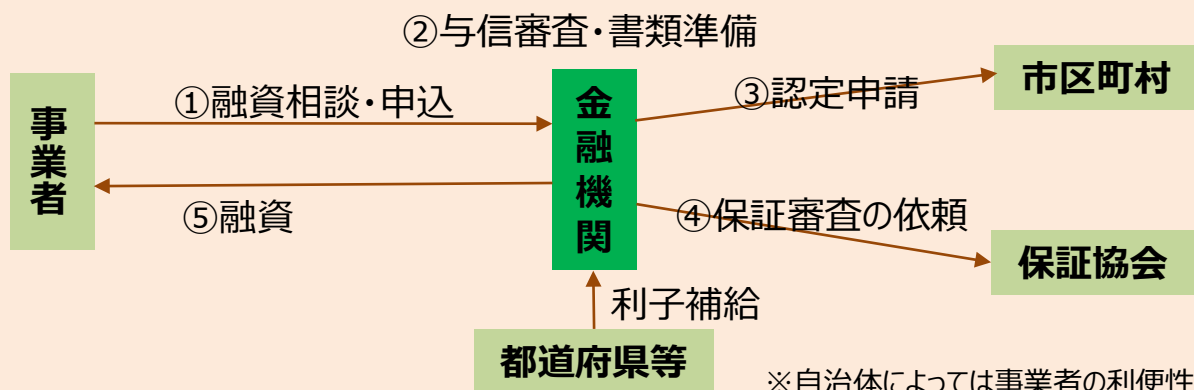
よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。

まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



※自治体によっては事業者の利便性の観点から、若干異なるスキームとなることもあります。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

5月1日より各都道府県等にて制度を開始しておりますので、
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町村認定書 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 6月~8月(毎日) 9月から12月(土曜祝日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい 25

家賃支援給付金

に関するお知らせ (2020年8月11日版)

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、

- ・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
- ・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法

申請時の直近1カ月における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

お問合せ先
【裏面も含む】

家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930

【～8/31】平日・土日祝 8:30～19:00 【9/1～】平日・日(土・祝除く) 8:30～19:00

※お電話のおかけ間違いには十分ご注意ください。

家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。

※電子申請が困難な方には各都道府県の**申請サポート会場（完全予約制）にてサポート**を行います。

> 詳細はポータルサイトをご確認ください <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

生産性革命推進事業による事業再開支援パッケージ

- 中小企業の事業再開を強力に後押しすべく、持続化補助金等において、**業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組への支援を拡充（以下、赤字の部分）**。2次補正予算案で1,000億円を計上。

⇒ 持続化補助金は、①最大の補助額を、**100万円から150万円へ引き上げ**、②特別枠（特別枠の場合の事業再開枠含む）は**売上が前年同月比20%減少の場合に補助額の半額を前払い※1**。

※2ナイトクラブ、ライブハウス等、**クラスター対策が必要な業種は、200万円まで引き上げ**

補助上限・補助率	通常枠	特別枠 (類型A)	特別枠 (類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・ 3/4
	【事業再開枠】 50万円・定額(10/10) ※3		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・ 3/4
		【事業再開枠】 50万円・定額(10/10)	
IT導入補助金※4 (IT導入)	450万円・1/2 (A類型又はB類型に相当)	450万円・2/3 (C類型甲に相当)	450万円・ 3/4 (C類型乙又は丙に相当)

※1 売上が前年同月比20%減少の場合に補助額の半額を前払い ※2 クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ

※3 事業再開枠の補助額は総補助額の2分の1以下であること

※4 IT導入補助金においては通常枠はA類型又はB類型が該当し、特別枠（類型A）はC類型の甲に、特別枠（類型B又はC）はC類型の乙又は丙が該当する。

詳細については別添のリーフレットを参照のこと。

【事業再開枠の対象】

業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）
- 換気設備
- その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）
- 掲示・アナウンス（従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの）

【特別枠の申請要件】※4

補助経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致する取組であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

- (例) ・部品調達困難による部品内製化
- ・出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 等

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

- (例) ・自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入
- ・店舗販売からEC販売へのシフト 等

類型C：テレワーク環境の整備

- (例) ・WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入

テレワーク導入や業務改善の

費用について

お悩みの事業者の皆様へ

IT導入補助金の
「特別枠」にて
ご支援できます

補助率が
1/2 から
最大3/4へ
拡充

ソフトウェアの
導入費用と併せて
PC・タブレット等の
レンタル費用も
補助対象に

PC・タブレット等の購入費用は対象外

補助金公募前に
導入したITツール
等も対象に※

※補助金の受給には、審査等、一定の条件があります
(裏面URLをご参照ください)

裏面で詳細をご紹介します

テレワーク導入や業務改善の費用についてお悩みの事業者の皆様へ

～IT導入補助金「特別枠」の概要をまとめました～

IT導入補助金 について

中小企業等の **生産性を改善することを目的** として、
ITツール導入を支援 する補助金です

補助率・補助額等 について

対 象 : 中小企業・小規模事業者 等
補助率 : 1/2 ⇒ **最大3/4に拡充**
補助額 : 30～450万円

想定される活用例

- (例1) 小売業において、クラウド型の在庫管理ツールを導入し、テレワーク環境下での業務を実現する
(例2) 学習塾において、オンライン授業配信ツールや、生徒情報管理ツールを導入し、同時にタブレットをレンタルし、非対面型のサービスを実現する

※PC・タブレット等のハードウェアにかかる **レンタル費用も補助対象**、PC・タブレット等の **購入費用は対象外**

公募前に購入した ITツール等への適用について

公募前に購入したITツール等についても**補助金の対象**※になります
(※審査等、一定の条件があります)



IT導入補助金の応募方法等の詳細は
下記のサイトよりご確認ください。



【IT導入補助金についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/>

IT導入補助金

または右のQRコードよりご確認ください。



電話番号 : **0570-666-424**

※IP電話等からお問合せの場合は
042-303-9749 までご連絡ください。

受付時間 : **9:30～17:30** (土日祝日除く)

「IT導入補助金2020」に関するお問い合わせは以下のお問い合わせフォームにおいても受け付けております

https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。



中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。

 ミラサポplus



LINE公式「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」
最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。

 @meti_chusho



公式ツイッター「中小企業庁」
パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。

 @meti_chusho



メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」
毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。

 e-中小企業ネットマガジン



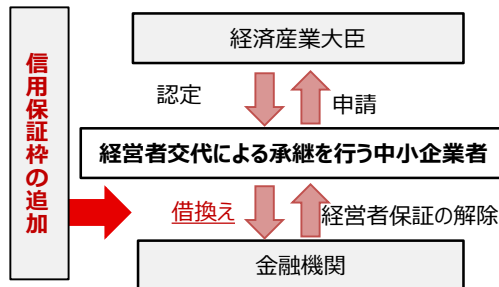
(中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律)

中小企業による事業承継の円滑化を図るため、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるとともに、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備や、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行う。

I. 事業承継時の経営者保証解除、第三者承継の促進 【経営承継円滑化法】

A. 経営者保証解除スキームの新設

- ① 経営者保証が事業承継の障壁となっている事業者が、承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、経営者保証を求めない保証制度（経営承継借換関連保証）を追加（既存の保証限度枠とは別に、特例として2.8億円を保証）。



- ② 他の事業者から事業用資産や株式を取得して事業承継（第三者承継）を行う者が、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度（経営承継準備関連保証）を拡充。

II. 経営革新・経営力向上企業における成長促進等 【経営強化法】

A. 経営革新計画の定義見直し、支援強化・集約化

- ⑦ 「経営革新（新事業活動より経営の相当程度の向上を図る）」の手段多様化を踏まえ、新事業活動の定義に研究開発等を明示。

- ⑧ 定義の見直しに併せて、以下を経営革新計画に統合。
1) 異分野連携新事業分野開拓計画
2) 特定研究開発等計画（ものづくり高度化法の廃止）

- ⑩ 経営革新計画等への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して直接融資（クロスボーダー・ローン）を実施できることとする。

B. 経営力向上企業における事業承継の促進

- ③ 第三者承継を行う者が、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度（経営力向上関連保証）を拡充。

III. 地域経済を牽引する企業における成長促進等 【地域未来法】

A. 地域経済牽引事業計画の支援策強化

- ⑥ 事業承継等に伴う事業拡大により、中小企業者要件を満たさなくなった事業者に対し、計画期間中は中小企業者とみなし、中小企業向け支援（法律上の特例）を継続。

中堅企業への成長環境の整備

- ⑨ 支援措置が包含されることとなる、地域産業資源活用事業計画（地域資源法）を廃止。

中小企業目線での政策体系の整理

- ⑪ 地域経済牽引事業計画への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して以下の支援を実施できることとする。

- 1) 現地金融機関からの借入れに対する債務の保証（スタンドバイ・クレジット）
2) 直接融資（クロスボーダー・ローン）

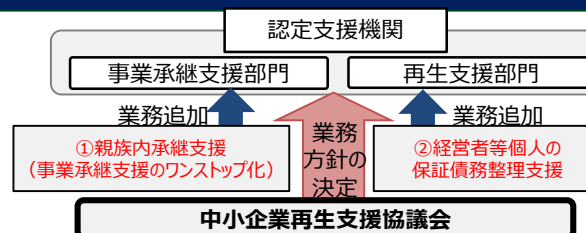
海外展開支援の強化

B. 地域経済牽引事業における事業承継促進

- ④ 地域経済牽引事業の手段として、第三者承継を追加するとともに、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度（地域経済牽引事業関連保証）を拡充。

IV. 事業承継等支援体制の整備【産業競争力強化法】

- ⑤ 認定支援機関（商工会議所等）の業務に以下を追加。
1) 親族内承継支援
2) 経営者等個人の保証債務整理支援



その他措置事項 【中小機構法】

- 中小機構の業務に以下を追加。
・ ①、②、③、④に関して経営者保証を伴わない融資を行おうとする金融機関に対する協力業務
・ 承認地域経済牽引支援機関に対する協力業務
・ ⑤の業務

経営者保証解除スキームの拡充、事業承継の促進

中小企業成長促進法：新型コロナ危機下での事業継続と雇用維持を後押し

- コロナ危機下においては、本法により、(1)事業承継円滑化による廃業リスクの回避、(2) 規模拡大後の継続支援によるM&A円滑化を通じた事業継続支援 (3)海外拠点の分散化の推進、(4)計画制度の簡素化と電子申請の加速化 を実現し、中小企業の事業継続と雇用維持を後押し。
- 危機収束後は、いずれの措置も、中小企業の成長を促す支援策として活用。

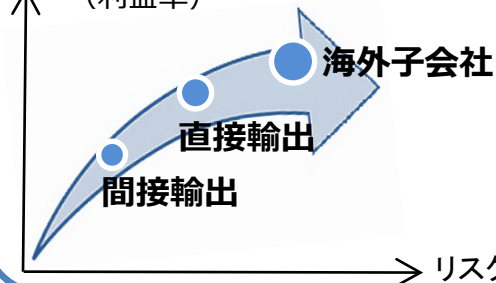
(1)事業承継の促進 ～廃業リスクの回避～：P3～8

- 法認定企業が事業承継する際に**経営者保証を不要とする新たな信用保証制度**を新設。
- 「感染症により資金繰りが悪化した事業者」に限り、「返済緩和中ではないこと」の要件を特例で除外。

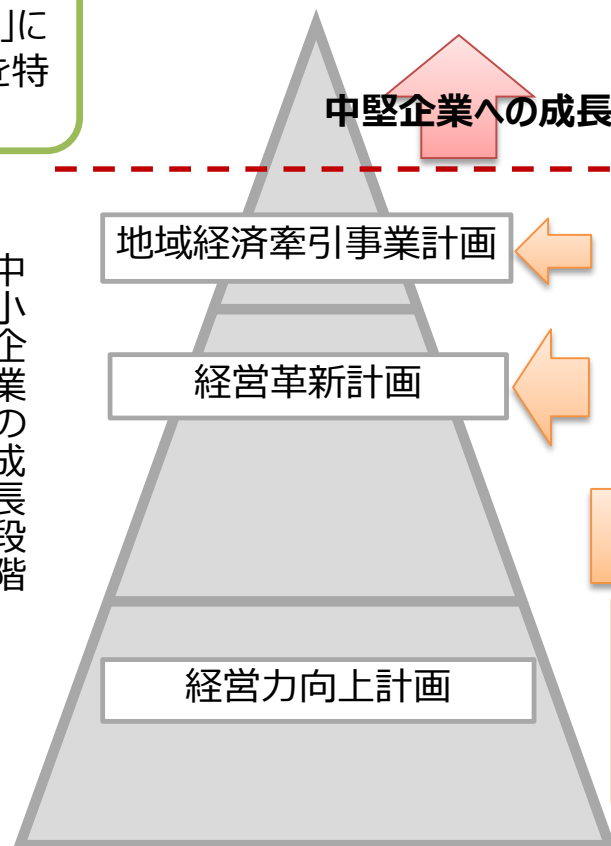
(3)海外展開支援の強化：P11～12 ～海外拠点の分散化の推進～

- 海外拠点の分散化の促進のため、中小企業の**海外子会社に対して、日本公庫が直接融資**を行う制度を新設。

海外展開のステップ
(利益率)



中小企業の成長段階



(2)中堅企業への成長環境の整備：P9～10 ～M&A円滑化を通じた事業継続支援～

- 事業継続・雇用維持のため、M&Aにより**中堅企業に拡大した後も、中小企業支援を継続**（「地域経済牽引事業計画」の期間中（5年間））。

地域経済牽引事業計画

地域産業資源活用事業計画

経営革新計画

異分野連携新事業分野開拓計画
特定研究開発等計画

経営力向上計画

(4)中小企業目線での政策体系の整理：P14～15 ～計画制度の簡素化と電子申請の加速化～

- 類似の計画制度を統合し、**成長段階に応じた体系に簡素化**。
- 簡素化に伴い、**計画の電子申請**を加速し、**対面手続リスク**を回避。